

気づき通信

平成25年 7月特別号

長公認会計士事務所

〒810-0001

福岡市中央区天神 3-4-5 ピエトロビル 6階

TEL092-731-4640/FAX092-731-4628

<http://www.chou-acctg.com>



酷暑お見舞い 申し上げます

今年の夏は本当にきついよー
日本はいつから、
熱帯地方になったんだ・・・





中小企業の会計に関する基本要領の 適用に関するチェックリスト



銀行の中小企業への融資については、金融庁の方針により10年以上前から担保重視主義より決算書中心主義に変更されました。

しかし、現実には中小企業の決算書の信頼性が乏しい、単純にいうと実態と合わない中小企業の決算書が多すぎるといった問題があります。

意図的な粉飾はいうまでもありませんが、税金に関係ないから手抜きの決算書が中小企業の決算の大部分だということです。

中小企業の決算書を実際作成しているのは会計事務所ですが、会計事務所は原則として第一に税務署の事を考えて決算書を作成しています。決算書のユーザーたる金融機関のことは考えていないでしょう。

つまり、本当の利益よりも少ない利益になるような決算書を意図的に作ることは脱税そのものですし、大きなペナルティがあります。

これに対して、本当の利益よりも多い利益の決算書を作ることは、税務署はなんら問題にしません。従って安易に利益を膨らませた決算書を作成しがちです。

現在、日本の中小企業のうち本当に税金を払っているのは3割しかないと言われていまして、銀行が本当の数字を見て気持ちよく融資できるような決算書というか企業は全体の3割以下という事になるでしょう。

とにかく中小企業の決算書の信頼性が乏しいということは金融機関の常識です。

その為、国は一般に上場企業が使うような会計ルール決算基準ではなく、中小企業が使いやすい「中小企業の会計指針」というものを作りました。

要は『これだけやっておけばいいですよ』という会計のルールなのですが、これでも運用するのは難しい、守れないという話を受けて「中小企業の会計に関する基本要領」というものを改めて作り直しました。

規則を作ったのはいいのですが、中小企業の会計に関する基本要領に従って決算書を作ったからといって誰も会計事務所を褒めてはくれません。

会計事務所にとっては中小企業の会計に関する基本要領に従って決算書を組むことはそれほど難しくはないのですが、そのように組んだ結果、数字が正しく表示されその会社が銀行から用心される。

更には、金融円滑化法が終了した今、真っ先に整理される企業に選ばれるということは、会計事務所にとっては中小企業のお客様から報酬をもらっていながら、お客様である中小企業の首を締めるような行為をする訳ですので、そのような規則を守ろうとするモチベーションがはたらく訳がありません。

そのため、中小企業庁が音頭をとって次のような政策を行っています。

中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリストを作成し、それを100%守っているという事を会計事務所が保証すれば、保証協会の保証料率を0.1%引き下げるという制度であります。

あるいは、日本政策金融公庫の国民生活事業部門（昔の国金部門）では、中小企業の会計に関する基本要領を適用する企業については、支払利息の率を0.2%引き下げるという制度を導入しています。銀行でも同じようにする所も増えてきました。

つまり、保証料や支払利息の割引をするので中小企業の会計に関する基本要領に従って決算書を作ってくださいというわけです。

保証料や支払利息が割引になるのであれば、中小企業の社長は、是非このチェックリストを作成してもらいたいと会計事務所に要求する事になります。

会計事務所の立場としては、このチェックリストを作成する事には何ら問題は無いのですが、チェックリストには15の項目あり、そのすべてについて、「YES」もしくは「該当なし」という答えを付けなければ保証料や支払利息の割引が受けられないことになっています。

例えば、賞与引当金はきちんと計上されていますか？退職給与引当金はきちんと計上されていますか？などです。ほとんどの企業ではこのようなものは計上されていません。従って割引を受けることはできません。

また、売掛金のうち、回収できそうにないものについては貸倒処理がされていますか？在庫のうち売れないものについてはきちんと評価減がされていますか？減価償却は每期適正に行われていますか？等というものもあります。

しかも、このチェックリストに事実と異なる記載があった場合には、会計事務所が名前を公表され、その会計事務所が作成している他のお客様のチェックリストの作成先についても保証料の割引をやめる等という規則も設けられており、会計事務所はその同意書にサインする事が求められています。

このようになってくると、チェックリストを作成したとしても融資が受けられないというところもたくさん出てくるわけです。

結果的に言いますと、私どもの事務所では中小企業の会計に関する基本要領のチェックリストを作成した場合に保証料の割引が受けられる企業なのかどうか、或いはそのような決算書なのかどうかという事を、経営者に確認した上で決算書を作成しています。

何しろ、基本要領のルールに従って決算書を作ると税法上の恩典が逆に受けられなくなったりするケースさえあるものですから。

結局、中小企業のチェックリストが作成できるのは極めて限られた優良な企業ということになります。





経営革新等支援機関をご存知ですか？



経営革新等支援機関（認定支援機関）の活用とは、経済産業省が金融庁と組んで、中小企業支援の有力な手段にしようとして一生懸命押し奨めている政策です。

公認会計士の監督官庁は金融庁、税理士の監督官庁は国税庁、中小企業診断士の監督官庁は経済産業省というように、それぞれの省庁はその目的を果たす為に専門職を認定し、保護したり監督したりしています。

経済産業省（中小企業庁）の考え方では、中小企業診断士の方々が経営コンサルタントとして中小企業の経営支援にあたるというのが本来の姿であり、また商工会議所等にもそれらの方々が数多く勤められております。

ところが、昨年の中小企業庁白書に公表されていますが、中小企業経営者の方が実際にどういう人に経営の相談をされているか？という内容では、3分の2の中小企業の経営者の方は定期的な経営相談をしていない、3分の1の経営者の方は定期的な経営相談をしているが、その相談相手の約7割は実は顧問税理士・会計士であり、その次は同じ経営者仲間です。中小企業診断士や商工会議所等への相談は非常に少ないという結果になっています。

なお、従業員規模が大きい中小企業ほど定期的な経営相談が高い割合になっており、経営相談をしている企業の方が、していない企業よりも経営状況が良い、あるいは増益傾向にあるという事も公表されています。

そこで、中小企業庁は中小企業診断士だけでなく、税理士、会計士などの会計事務所なども中小企業の相談相手に活用しようとしています。

かたや金融庁では、金融円滑化法（借入金の返済の条件を原則緩和する法律）が今年の3月末で終了したのをうけて、大量の中小企業の財務の行き詰まりを防止する為に銀行等の金融機関に対して、中小企業に対して指導的役割を果たすように指示しているのですが、その他にも企業再生支援の為に環境整備の1つとして経営革新等支援機関を利用するという方針が打ち出されています。

経営上困難な中小企業に対し、銀行等が指導的役割を果たすのみならず、事業再生計画等の作成を認定支援機関に支援させることにより、支援を受けている中小企業に対して融資をしやすくなるような仕組みを導入しようとしています。

そのために、認定支援機関が事業再生計画や経営計画等を作成し、金融機関に提出する場合にかかる費用の2/3を補助するために400億円近い予算を国は準備しているとの事です。

つまり、経済産業省と金融庁が協力して中小企業の経営支援が出来る機関を経営革新等支援機関（実務上は認定支援機関と呼ばれています）として認定し、これらの認定支援機関に中小企業の経営支援をしてほしいという事を求めています。

現在では約 13500 の機関が認定されており、金融機関だけではなく、中小企業診断士、商工会議所、先程の中小企業白書で述べられたように税理士事務所や公認会計士事務所が多く認定を受けています。

大体、半分以上は会計事務所だろうと言われていました。

この事業が始まった当初、大いに期待をもって各事務所はこの認定を受けたのですが、どうも実際にはまだ動いていないということです。

また、これとは別に中小企業庁では従来より中小企業支援の為に色々な融資制度や補助金制度を作ってきましたが、認定支援機関のコンサルティングを受けた企業について特別融資や補助金を出すという制度も設けています。

例えば、地域需要創造型等起業創業促進補助金は、創業時や既に事業を開始されていらっしゃる方々でも、小規模事業者が新商品の開発、販路開拓のための人件費、マーケティング調査費、展示会出展費について一定の事業計画を認定支援機関と共に作成した場合に 200 万円の補助(補助率 2/3) を支援するという制度です。

日本政策金融公庫(国民生活事業部)では、新たに事業を始める方、事業開始後概ね 5 年以内の方への融資制度として新規開業資金の融資制度を充実させていますし、更に中小企業経営力強化資金という融資制度も行っています。

これは、経営革新により新規市場の創出や開拓や新規開業を行う人で且つ自ら事業計画の作成を行い認定支援機関の指導・助言を受けている会社という事になります。

このように単に補助金だけでなく、融資制度も認定支援機関と絡めて制度を導入しています。

両省庁が推し進めている制度ですので、経営革新等支援機関として十分に機能してもらうために国が当面期待している能力、業務についての認定支援機関を対象とした研修会も次々と開催され始めています。

昨年 11 月に認定が始まりましたが、私どもの事務所も経営革新等支援機関の認定を受けました。認定機関らしい仕事(国から報酬が出る仕事)はまだ行っておりませんが、認定を受けたおかげでどのような補助金制度があるのか、どのような中小企業の支援を行っているのか、という事が次々と国からメールで送られてきています。

ご興味のある方は、ご連絡いただければメールを転送させていただきます。
また、ホームページにもリンクを貼っておきますのでご覧ください。





相続税の路線価公表される



7月1日付けで、の平成25年度（12月ないし1月）相続税や贈与税に用いる土地の評価（路線価）が公表されました。

路線価とは道路に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（単位：千円）のことで、世間では、坪当たりというのが多いのですが、路線価は平米当たりですので参考にする場合はご注意ください。[1坪≒3.3平米]

また、路線価が定められていない地域については、固定資産税評価の倍率表を使うことになっています。（宅地ですと、大体固定資産税評価の1.1倍が多い。）

この路線価は国税庁がホームページで公表しています。

『平成25年路線価図等』

<http://www.rosenka.nta.go.jp/>

ちなみに、平成25年の路線価は平成25年1月1日時点の評価ですので、いわゆるアベノミクスの影響は少ないのではないのでしょうか。

それでも、博多駅前等は新幹線効果なのか、昨年が続いて連続して6%台の上昇となっています。しかし、それ以外ではまだまだ最高地点での土地の評価は下がり続けているようです。

(1㎡当り)

(単位：千円)

(単位：%)

最高路線価の所在地		最高路線価		最高路線価の対前年増減率	
		平成25年分	平成24年分	平成25年分	平成24年分
北九州市小倉北区 京町3丁目	平和通り	520	540	▲3.7	▲5.3
福岡市博多区 博多駅前2丁目	駅前通り	2,300	2,160	6.5	6.4
福岡市東区 香椎駅前2丁目	香椎セピア通り	225	230	▲2.2	▲6.1
福岡市中央区 天神2丁目	渡辺通り	4,640	4,640	0.0	0.0
福岡市早良区 西新4丁目	西新商店街	420	430	▲2.3	▲2.3
久留米市 東町	西鉄久留米駅前通り	215	230	▲6.5	▲13.2
佐賀市 駅前中央1丁目	駅前中央通り	165	175	▲5.7	▲7.9



宝くじと億万長者



サマージャンボ宝くじが発売される時期となりました。

今年は1等3億円、前後賞1億円なので、たくさんの方々が最高5億円の夢を見られていると思います。

さて、この1等3億円の当選確率はどのくらいなのでしょう？

2012年のオータムジャンボを例にとってみれば、1等は1000万枚に1枚、つまり当選確率は0.00001%です。

数字だけではピンと来ないので、カジノで億万長者になる確率と比べてみます。

カジノで億万長者になる確率は0.00016%、なんと1等の当選確率は、カジノで億万長者になる確率より160倍も低い…。

同じ確率のものをネットで探し出して見ると、雷に打たれて死ぬ確率が0.00001%でした。(同じ当たるのであれば雷よりも宝くじに当たりたいものです)

この確率を当てれるのは、ほぼ奇跡です。

ネットで見つけたジャンボ宝くじ当選シュミレーター(バラ買でどのくらいの収支になるか？というもの <http://homepage2.nifty.com/kaz/takarakuji/sim-nenmatsu.html>)を試してみましたが、結果は1億5000万円分(50万枚)購入して、△1億1000万円の赤字収支でした。

(払い戻し率約27%、1等に当選していないため、公表されている宝くじの払い戻し率47%と比べると大幅に低い率になっています。1枚ずつ購入していくシュミレーションですので、引きが強い人であれば数千万で1等に当選できる可能性もあります。自分とは、思われる方はチャレンジしてみてください)

アメリカで一代で財を築ける確率は1/423ですので、宝くじを買ったりカジノに通い詰めたりするよりも、そのお金を自分に投資して自己の能力を上げることの方が確率的には比べものにならないくらいお金持ちになる可能性があります。

宝くじ10枚分3,000円で本2~3冊は購入できますので、宝くじ売り場ではなく本屋へ直行することが億万長者への一番の近道なのかもしれません。





笑 話



(インターネットで拾ったネタ)

- この前ガソリンスタンドのお兄さんが「不凍液お入れになりませんか」と言うので、「いくら？」と聞いたら「メンバー様価格で二千円です」とのこと。「じゃ、定価はいくら？」とのマニュアルにない質問に慌てたそのお兄さん「定価は・・・二千円です」と正直に答えた。
- 交通安全標識で「あぶない子供に注意」というのがあった。
- 「七夕笹流しのイベント」でのこと。小学4年の息子は、願い事を書いて笹に結び付ける短冊に、ためらいもせず「自由になりたい・・・」と書いていた。
- 小学校の時、トイレの壁に「もう探さないで。by ウォーリー」と書かれていた。
- ウチの会社に採用試験を受けにきた女の子。緊張してコチコチな受け答えをしていたのだが「前の会社を辞めてから2ヶ月間、何してたんですか？」と尋ねられると、急に顔を輝かせて「同棲してるんで、家事をしてました！」とはりきって答えていた。採用を見合わせたのは言うまでもない。
- お弁当を開けてみると、裏山で採れたキノコがおかずで入っていた。喜んで食べようとしたところに、校内放送が。「〇〇さん、お弁当に入っているキノコを食べないように。おうちで同じキノコを食べたおじいさんが苦しんでいるそうです」

(yahoo 知恵袋に寄せられた真剣なお悩み)

- お友達に半身浴を薦められ、やってみましたがうまくいきません。鼻や耳にお湯が入ってしまいます。右半身ですか？左半身ですか？困っています。

(ベストアンサー)

下半身です。左右ではありません。
みぞおちの下辺りまでお湯につかれればOKです。

- 夫がシーチキンを抱えて夜な夜な散歩に出掛けています。浮気でしょうか？昨夜、毎晩どこに行くのか訊ねてみたら、「集会」と言っていました。

(ベストアンサー)

はい。間違いなく浮気です。
どこかにご主人の心をつかんだ子がいるんです。
でもシーチキンは塩分油が多すぎると思うのでこっそり猫缶に取り変えてあげてくださいね。きっと出来た妻だにご主人は思ってくれますよ。

